岩手県企業局管理規程第4号

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年12月28日

岩手県企業局長 畠 山 智 禎

企業局電気工作物保安規程の一部を改正する規程

企業局電気工作物保安規程(昭和61年岩手県企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。						
改正前	改正後					
目次	目次					
第1章~第6章 [略]	第1章~第6章 [略]					
第7章 <u>法定自主検査</u> (第20条 <u>・第21条</u> )	第7章 法定事業者検査及び使用前自己確認 (第20条~第22					
	<u>条</u> )					
附則	附則					
(主任技術者の職務等)	(主任技術者の職務等)					

督を誠実に行うため、次に掲げる職務を責任をもって遂行す るものとする。

 $(1)\sim(5)$  「略]

(6) 法第51条の規定による使用前自主検査、法第52条の規 定による溶接自主検査及び法第55条の規定による定期自主 検査(以下「法定自主検査」という。)において、検査の 指導監督を行うこと。

2 [略]

(事故及び異常時の措置)

第16条 「略]

[略]

第7章 法定自主検査

(法定自主検査に係る実施体制)

第20条 法定自主検査は、主任技術者の保安監督のもと法令に 第20条 法定事業者検査及び使用前自己確認は、主任技術者の 基づき適切に実施するものとする。

第6条 主任技術者は、法令を遵守し、電気工作物の保安の監 第6条 主任技術者は、法令を遵守し、電気工作物の保安の監 督を誠実に行うため、次に掲げる職務を責任をもって遂行す るものとする。

 $(1)\sim(5)$  「略]

- (6) 法第51条の規定による使用前自主検査、法第52条の規 定による溶接事業者検査及び法第55条の規定による定期事 業者検査(以下「法定事業者検査」という。)並びに法第 51条の2の規定による自己確認(以下「使用前自己確認」 という。) において、検査又は確認の指導監督を行うこと
- 2 「略]

(事故及び異常時の措置)

第16条 「略]

- 「略]
- 3 前2項に規定するもののほか、管理職員は、高森高原風力 発電所の風車に設計条件を満たさない事象が確認された場合 は、次により措置しなければならない。
  - (1) 直ちに全ての風車の運転を停止し、風車の製作及び据 付けを行った株式会社日立パワーソリューションズと、同 社との間に平成29年12月1日に締結した確約書に基づき原 因の究明及び対策を早急に行い、重大事故の発生防止に努 めること。
  - (2) 前号の対策を行った場合は、その結果を経済産業省関 東東北産業保安監督部長に報告すること。

第7章 法定事業者検査及び使用前自己確認

(法定事業者検査及び使用前自己確認に係る実施体制)

保安監督のもと法令に基づき適切に実施するものとする。

2 管理職員は、主任技術者の保安監督のもと法定自主検査を 2 管理職員は、主任技術者の保安監督のもと法定事業者検査 実施し、その工事が工事計画に従って行われたこと及び経済 産業省令で定める技術基準に適合するものであることを確認 するものとする。

(法定自主検査の結果の記録及び保存)

- 第21条 <u>法定自主検査</u>の結果の記録は、<u>次の各号に掲げる検査</u> | 第21条 <u>法定事業者検査</u>の結果の記録は、<u>次に掲げる</u>事項<u>(法</u> の種類ごとに、当該各号に定める事項について記録するもの とする。
  - (1) 使用前自主検査 電気事業法施行規則(平成7年通商 産業省令第77号。以下「省令」という。)第73条の5第1 項に規定する事項
  - (2) 溶接自主検査 省令第82条の2第1項に規定する事項
  - (3) 定期自主検査 省令第94条の4第1項に規定する事項

- を実施し、電気工作物の工事が工事計画に従って行われたこ と(法第51条の規定による使用前自主検査を行う場合に限る 。) 及び法第39条第1項の主務省令で定める技術基準に適合 するものであることを確認するものとする。
- 3 管理職員は、主任技術者の保安監督のもと使用前自己確認 を実施し、電気工作物が法第39条第1項の主務省令で定める 技術基準に適合するものであることを確認するものとする。 (法定事業者検査の結果の記録及び保存)
- 第52条の規定による溶接事業者検査にあっては、第7号から 第11号までに掲げる事項を除く。) について記録するものと する。
- (1) 検査年月日
- (2) 検査の対象
- (3) 検査の方法
- (4) 検査の結果
- (5) 検査を実施した者の氏名
- (6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、 その内容
- (7) 検査の実施に係る組織
- (8) 検査の実施に係る工程管理
- (9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事 業者の管理に関する事項
- (10) 検査記録の管理に関する事項
- (11) 検査に係る教育訓練に関する事項
- 各号に定める期間保存するものとする。
  - (1) 使用前自主検査
    - ア 前項第1号から第6号までに掲げる事項に係る記録
      - (ア) 発電用水力設備に係るもの 当該設備の存続する 期間
      - (イ) (ア)以外のもの 電気事業法施行規則(平成7年 通商産業省令第77号。以下「省令」という。) 第73条 の3第3号の工事の工程において行う使用前自主検査 を行った後5年間
    - イ 前項第7号から第11号までに掲げる事項に係る記録 使用前自主検査を行った後最初の法第51条第7項の通知 を受けるまでの期間
- (2) 溶接事業者検査 5年間
- (3) 定期事業者検査

- 2 前項の記録は、次の各号に掲げる検査の種類ごとに、当該 2 前項の記録は、次の各号に掲げる検査の種類に応じ、当該 各号に定める期間保存するものとする。
  - (1) 使用前自主検査 省令第73条の5第2項に規定する期 間

- (2) 溶接自主検査 省令第82条の2第2項に規定する期間
- (3) 定期自主検査 省令第94条の4第2項に規定する期間

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

⇒几 /#	巡	視	点	検及び	が検査	Ė	
設備別	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻	度	備考
水力	[#	佫]					
発電							
設備							

- ア 前項第1号から第6号までに掲げる事項に係る記録 法第55条第6項において準用する法第51条第7項の通知 (以下この号において「通知」という。)を受けるまで の期間又は5年のいずれか長い期間
- イ 前項第7号から第11号までに掲げる事項に係る記録 定期事業者検査を行った後最初の通知を受けるまでの期 間

(使用前自己確認の結果の記録及び保存)

- 第22条 使用前自己確認の結果の記録は、次に掲げる事項について記録するものとする。
  - (1) 使用前自己確認を行った年月日
  - (2) 使用<u>前自己確認の対象</u>
  - (3) 使用前自己確認の方法
  - (4) 使用前自己確認の結果
  - (5) 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
  - (6) 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容
  - (7) 省令別表第3の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じ 、同表の下欄に掲げる添付書類(省令別表第6第2項に掲 げる電気工作物の設置及び省令別表第7第3項に掲げる電 気工作物の変更をしようとする場合を除く。)
- 2 前項の記録は、5年間保存するものとする。ただし、使用 前自己確認に係る電気工作物を廃止した場合は、この限りで ない。

別表第3 (第12条関係)

定期的な巡視、点検及び検査の基準

⇒几 /#±	巡	視	点検及び検査				
設備別	機器設備	頻度	機器設備	項目	頻	度	備考
水力		 烙]	以加				
発電	LF	, L J					
設備							
風力	電気	1月	風車	外部	3 年	三 <u>に</u>	(注1) ガス遮
発電	<u>工作</u>	に1	<u>及び</u>	<u>点検</u>	1回		断器等特
設備	<u>物</u>	口	発電	<u>測定</u>	3 年	<u> に</u>	に指定す
			<u>機</u>	試験	1回		<u> </u>
				内部	必要	色の	場合は、
				<u>点検</u>	都度		<u>6年に1</u>
			主要	外部	3 年	ミに	回とする
			変圧	<u>点検</u>	1回		<u>o</u>

ı	1	Ī	Ī	l	Ī	1	(2): a) W. z. l
				<u>器</u>	ᆈᆂᇚ	0 7 1-	<u>(注2) 次のと</u>
				主要			<u>おりとす</u>
				<u>遮断</u>	<u>点検</u>	1回(	<u>る。</u>
				<u>器</u>	New office	注1)	(1) ガ
					<u>測定</u>	<u>3年に</u>	ス遮断
					試験	1回(	器等特
					I to	注2)	に指定
					<u>内部</u>	<u>6年に</u>	<u>するも</u>
					<u>点検</u>	1回(	<u>のの場</u>
						注2)	合は、
				<u>その</u>	<u>外部</u>	<u>3年に</u>	<u>12年に</u>
				他主	<u>点検</u>	1回	1回と
				要機	測定	3年に	<u>する。</u>
				<u>器</u>	試験	1回	(2) 動
							作回数
							<u>の極め</u>
							<u>て少な</u>
							<u>い遮断</u>
							器の場
							<u>合は、</u>
							別に定
							<u> </u>
	太陽	電気	1月	太陽	<u>外部</u>	<u>2年に</u>	<u>(注1) ガス遮</u>
		<u>工作</u>					<u>断器等特</u>
	<u>発電</u>	<u>物</u>	口	<u>、イ</u>		<u>4年に</u>	<u>に指定す</u>
	<u>設備</u>			<u>ンバ</u>	試験	1回	<u> るものの</u>
				<u>ータ</u>			場合は、
				<u>及び</u>			<u>6年に1</u>
				系統			回とする
				連系			<u>0</u>
				保護			(注2) 次のと
				装置、一	/ L tom	- (-)	おりとす
				主要	<u>外部</u>	<u>3年に</u>	<u>る。</u>
				<u>変圧</u>	<u>点検</u>	1回	<u>(1) ガ</u>
				器 . 一	/ L tom	- (-)	ス遮断
				主要	<u>外部</u>	<u>3年に</u>	器等特
				遮断	<u>点検</u>	1回(	に指定
				<u>器</u>	Sma s I :	注1)	<u>するも</u>
					<u>測定</u>		<u>のの場</u>
					試験	1回(	<u>合は、</u>
						注2)	<u>12年に</u>

変韻	[刊	路]					変質設備		[略	]	その 他主 要機 器	<u>点検</u>	6年に 1回( 注2) 3年に 1回 3年に 1回	 1回とする。(2) 動作のをのと	
需要	[]	各]					需要	更	[略]						
設備							設位	崩							
太陽	電気	1月	太陽	外部	2年に										
電池	工作	に1	電池	<u>点検</u>	1回										
発電	<u>物</u>	回			<u>4年に</u>										
設備				試験	1回										
			<u>ータ</u>												
			<u>及び</u>												
			系統												ì
			連系												
			<u>保護</u> 装置												
風力	電気	1月		外部	3年に										
	工作			点検											
設備	<u>物</u>	□			3 年に										
			機	試験											1
				内部	必要の										1
				<u>点検</u>	都度										
			主要	外部	3年に										
			変圧	<u>点検</u>	1回										
			<u>器</u>												
					3年に										
				<u>点検</u>	1回										ı
			<u>器</u>												ı
					3年に										
				試験	1回										

		内部	3年に	
		<u>点検</u>	1回	
	その	外部	3年に	
	<u>他の</u>	<u>点検</u>	1回	
	主要	<u>測定</u>	3年に	
	機器	試験	1回	

[略]

別表第4(第12条、第14条、第15条、第19条関係)

細則一覧表

項目	規程
巡視、点検及び検査に関す	発電所保守要則 (昭和43年
るもの	4月1日制定)
[略]	[略]
[略]	

[略]

別表第4(第12条、第14条、第15条、第19条関係)

細則一覧表

項目	規程
巡視、点検及び検査に関す	水力発電所保守要則(昭和
るもの	43年4月1日制定)
[略]	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、平成30年1月1日から施行する。